

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 8年 2月 6日

契約事務受任者

名古屋市総務局長 高 田 克 己

1 業務の概要

(1) 業務名

愛知・名古屋2026大会時の観客等に対する名古屋市催事運営業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9年 1月29日（金）まで

(4) 契約上限金額

324,353千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、複数の法人その他の団体で構成する団体グループでも応募可能とするが、その場合は構成団体となる者が次の(2)に掲げる要件を満たしていること。また、いずれかの団体を代表者とすること。

(1) 単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要

綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 8年 3月16日午後 5時15分までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本プロポーザルに参加しようとしていない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本プロポーザルに参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本プロポーザルに参加することができる。

キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

ク 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が

行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

ケ 平成28年 4月 1日以降に、国・地方公共団体・公益財団法人等が発注する、会場（区画 1,600㎡以上）にて開催されるイベントにおける、複数の参画者がブース出展等で参画するイベントの企画運營業務またはそれに類する業務について、元請として 1件以上の受託実績を有する者であること。

コ 平成28年 4月 1日以降に、フェスティバル、コンサート、演劇、ライブ等、ステージ企画が組み込まれているイベントの企画運營業務またはそれに類する業務について、元請として 1件以上の受託実績を有する者であること。

サ 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(2) 団体グループの場合

ア 団体グループのすべての構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。

イ 団体グループのすべての構成員が、施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 団体グループのいずれかの構成員が、令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 8年 3月16日午後 5時15分までに資格審査の申請を行い、本契約の締結日までに当該資格を有すると認定された者であること。

エ 団体グループのすべての構成員が、会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 団体グループのすべての構成員が、民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

カ 団体グループのすべての構成員が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本プロポーザルに参加しようとししない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本プロポーザルに参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本プロポーザルに参加することができる。

キ 団体グループのすべての構成員が、本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

ク 団体グループのすべての構成員が、本プロポーザルの公告の日から契約候補者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

- ケ 団体グループのうち、ウを有する構成員が、平成28年 4月 1日以降に、国・地方公共団体・公益財団法人等が発注する、会場（区画 1,600㎡以上）にて開催されるイベントにおける、複数の参画者がブース出展等で参画するイベントの企画運營業務またはそれに類する業務について、元請として 1件以上の受託実績を有する者であること。
- コ 団体グループのうち、ウを有する構成員が、平成28年 4月 1日以降に、フェスティバル、コンサート、演劇、ライブ等、ステージ企画が組み込まれているイベントの企画運營業務またはそれに類する業務について、元請として 1件以上の受託実績を有する者であること。
- サ 団体グループのすべての構成員が、名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- シ 団体グループのすべての構成員が、単独企業として本プロポーザルに参加しようとする者でないこと。
- ス 団体グループのすべての構成員が、本プロポーザルに参加する他の団体グループの構成員でないこと。

3 参加手続

- (1) 契約に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部

アジア・アジアパラ競技大会推進課（名古屋市役所西庁舎12階）

電話 052-972-3348

メールアドレス a3348-01@somu.city.nagoya.lg.jp

- (2) 本プロポーザルに係る仕様書等の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトの調達情報サービスからダウンロードすること。

URL <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

- (3) 質問回答

実施公告及び仕様書等に対し質問しようとする者は、質問票（様式 1）

に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

ア 受付場所

(1)に同じ

イ 質問期限

令和 8年 2月24日午後 5時15分まで

ウ 回答期限

令和 8年 3月 2日午後 5時15分まで

エ 留意事項

(ア) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、調達情報サービスにおいて閲覧に供する。

(イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、参加資格確認申請書類、企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）、その他提出書類の提出前に調達情報サービスを必ず確認すること。

(ウ) 上記(ア)に加え、質問者に対しては、個別に電子メールにより回答する。

(4) 委託者からの資料提供

各会場の実施計画案資料を紙媒体にて提供可能である。提供を希望する者は、資料提供申請書兼秘密保持誓約書（様式 2）に記載事項を記載し、持参又は郵送すること。

ア 受付場所

(1)に同じ

イ 書類の受付期限

令和 8年 2月24日午後 5時15分まで

ウ 留意事項

郵送の場合は、提供までに時間を要する。

(5) 参加資格確認申請書類、企画提案書等及びその他提出書類の提出期間等

ア 提出場所

(1)に同じ

イ 提出期間

令和 8年 3月 3日午前 9時00分から令和 8年 3月11日午後 5時15分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）及び正午から午後 1時00分を除く。）

ウ 提出方法

持参による。

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

エ 提出書類の取扱い

(ア) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(イ) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は返却しない。

(ウ) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

a 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等

b 記入事項を判読できない企画提案書等

c 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をしたものが提出した企画提案書等

d 虚偽の事項が記載された企画提案書等

e 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等

f 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等

g 上記イの提出期間内に提出されなかった企画提案書等

h その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等

(エ) 上記イの提出期間経過後は、提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等の差替え又は再提出を認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。

(オ) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた参加資格確認申請書類及び企画提案書等と同様に取り扱う。

- (カ) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (キ) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

4 提出書類及び作成に当たっての注意事項

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書類

- (ア) 参加資格確認申請書（様式 3）
- (イ) 名古屋市内に本店、支店又は営業所等があることを証明できる書類（登記事項証明書又は納税証明書等。ただし、令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、名古屋市内の本店、支店又は営業所等で登録している場合は不要とする。）

イ 企画提案書

- (ア) 表紙（様式 4）
- (イ) 団体の概要（様式 5）
団体グループとして応募する場合は構成団体ごとに作成すること。
- (ウ) 業務実施体制（様式 6）
- (エ) 業務実績（様式 7）
- (オ) 担当者の職務経歴等（様式 8）
- (カ) 業務の実施方針及び手法（様式は自由。別添 1「企画提案書等資料作成要領」を参照すること。）

ウ 見積書（様式 9）

エ 団体グループ協定書（別添 2）

団体グループとして応募する場合のみ作成すること。

(2) 作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書

- (ア) 正本（１部）及び副本（10部）の合計11部を作成すること。
- (イ) A4縦長左綴じで、文字サイズは12ポイント以上、正本（１部）はホチキス留め、副本（10部）はクリップ留めとすること。
- (ウ) 正本は提案者名を記載し、副本には事業者名が特定できるような記載、表現、ロゴ等は使用しないこと。
- (エ) 業務の実施方針及び手法（様式は自由。）については、35頁以内とし、ページ番号を付与すること。なお、表紙（裏表紙を含む。）、目次及び空白頁は頁数に含まないものとする。
- (オ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。
- (カ) 提案者１者（１団体グループ）につき１提案に限ること。

イ 見積書

- (ア) 正本（１部）及び副本（10部）の合計11部を作成し、「ア 企画提案書」と合わせて提出すること。
- (イ) 正本は提案者名を記載し、副本には事業者名が特定できるような記載、表現、ロゴ等は使用しないこと。
- (ウ) 見積金額は、1(4)における契約上限金額を超えることがないように注意すること。
- (エ) 見積金額の内訳が分かる書類（積算内訳書）を添付したうえで提出すること。

5 審査の手續及び契約候補者の選定

提出された企画提案書等について、次のとおり審査を実施する。

なお、企画提案書の評価は、「愛知・名古屋2026大会時の観客等に対する名古屋市催事運営業務委託事業者評価委員」が行う。

(1) 審査の実施

ア 第１次審査（書面審査）

- (ア) 提出された参加資格確認申請書類、企画提案書等及びその他提出書類により、参加資格の有無について確認するとともに、別添３の評価

基準に従い書面審査を実施する。

(イ) 第 1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、点数が上位の 5者に対し、下記イの第 2次審査を行う。ただし、企画提案書等の提出者が 5者以下の場合は、第 1次審査を実施しない。

(ウ) 第 1次審査の結果及び第 2次審査の案内については、令和 8年 3月 19日（予定）までに電子メールにて通知する。

イ 第 2次審査（ヒアリング審査）

(ア) 日程

令和 8年 3月 25日（予定）

なお、詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第 2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないこと。

(ウ) 評価基準については、第 1次審査と同じものを使用する。

(エ) 第 1次審査における点数は、第 2次審査に持ち越さない。

(オ) 本審査への出席者は 3人以内（うち 1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とすること。なお、ヒアリング時間は提案者 1者（1団体グループ）あたり 30分程度（説明 20分、質疑 10分程度）を予定している。

ウ 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準

別添 3「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、契約候補者となることのできる最低基準点以上の点数を得た提案者のうち最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とするが、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として名古屋市競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(ア) 参加資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止（名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 提案者が 1 者（1 団体グループ）のみであった場合でも本プロポーザルは成立するものとする。

エ 本プロポーザルに示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面等により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期限の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面等で行う。

6 審査結果の通知及び結果の公表

(1) 審査結果は、企画提案書等と提出した全ての提案者に対して通知する。

(2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、名古屋市公式ウェブサイトにおける調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表する。

7 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補書に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付時間

午前 9時00分から午後 5時15分まで（休日及び正午から午後 1時00分を除く。）

(3) 書面の提出方法

持参による。

(4) 説明に対する回答

説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面で行う。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(1)ウまたは2(2)ウに掲げる名古屋市競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市公式ウェブサイトの入札参加者登録（URL <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和 8年 3月16日午後 5時15分までに次の場所に提出し、契約締結の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本プロポーザルに参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課（名古屋市役所西庁舎11階）

電話 052-972-2321

- (5) 参加資格確認申請書類、企画提案書等及びその他提出書類の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (7) 参加資格確認申請書類、企画提案書等及びその他提出書類の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により届け出ること。
- (8) 参加資格確認申請書類、企画提案書等及びその他提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 本公告に示した調達は、本調達に係る令和 7年度補正予算及び令和 8年度予算の成立を条件とする。
- (10) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りではない。
- (11) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (12) この契約において、談合その他の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (13) 談合情報が寄せられた場合は、本プロポーザルを中止することがある。